

(別添)

生活福祉資金(総合支援資金)借入申込みに当たっての留意事項

- 1 本申込書は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 生活支援費の借入期間は、借入れを希望する月から原則3月以内とします。(最長12月(延長は3月ごと3回)まで)
- 3 生活支援費の借入限度額は、2人以上の世帯は月額20万円以内、単身世帯は月額15万円以内とします。
- 4 住宅入居費の借入限度額は、40万円以内とします。
- 5 一時生活再建費の借入限度額は、60万円以内とします。
- 6 生活支援費の貸付金の据置期間は、最終貸付日から12月以内とします。
- 7 住宅入居費及び一時生活再建費の貸付金の据置期間は、貸付けの日から6月以内とします。ただし、生活支援費とあわせて貸付けを受ける場合は、生活支援費の最終貸付日から6月以内とします。
- 8 本資金の償還期限は、据置期間経過後、10年以内とします。
- 9 借入れに当たっては、原則として連帯保証人を立てるものとします。ただし、連帯保証人を立てない場合であっても貸付けを受けることができます(審査の結果、他の要件を満たさない場合は、貸付けを受けられません)。
- 10 生活支援費の貸付金の利率は無利子とします。住宅入居費及び一時生活再建費の利率は、連帯保証人を立てた場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は据置期間終了後、元金に対して年1.5%とします。
- 11 貸付金を最終償還期限までに支払わなかった場合、滞納元金に対し年3%の延滞利子を支払うこととなります。
- 12 資金を借り受けた者は、借入期間中、就職したとき、他の公的な給付又は貸付けが決定したとき、又は世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに福島県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 13 生活支援費及び一時生活再建費の借入申込者は、貸付けの決定を受けた後、福島県社会福祉協議会に借用書をするものとします。住宅入居費の借入申込者は、借入申込時に、福島県社会福祉協議会に借用書を提出することとします。
- 14 借入金を目的外に使用したときは、貸付金の一括償還又は貸付けの停止を行います。
- 15 借入申込みに当たって、福島県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、自立相談支援機関、家計相談支援機関に照会することがあります。
- 16 借入申込者は、貸付けが決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 17 本資金の借入申込時に住居がない場合は、自治体で行う住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が見込まれていることが必要です。
- 18 住宅入居費は、「入居予定住宅に関する状況通知書写し」に記載されているそれぞれの経費について、同通知書に記載された振込先口座に、貸付の決定が行われ次第、福島県社会福祉協議会から直接送金されるものとします。
- 19 17により申請を行った場合、生活支援費の貸付金の交付は、新しい住宅への入居が完了し、自治体が発行する「住居確保給付金支給決定通知書写し」の提出が行われてからとします。
- 20 申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに貸付けの中止を行い、貸付金の一括償還を求める場合があります。